

5期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会  
分科会1「多様な世代や人々がつながり地域活動に参画し活躍できる地域づくり」

日 時 令和4年7月25日(月) 15:00～  
場 所 横浜市庁舎18階 みなと4・5

開 会

横浜市社会福祉協議会 事務局長あいさつ

議 事

- 1 分科会長の任命について 【資料1】
- 2 横浜市地域福祉保健計画策定にかかる分科会について 【資料2】
- 3 第5期横浜市地域福祉保健計画全体構成(案)について 【資料3】
- 4 多様な世代や人々がつながり地域活動に参画し活躍できる地域づくりについて 【資料4】
- 5 意見交換
- 6 まとめ

事務連絡

・次回分科会のご案内

閉 会

次回日程：令和4年9月21日(水) 15:00～  
横浜市庁舎18階 みなと4・5

## 横浜市地域福祉保健計画 策定・推進委員会 分科会1 委員名簿

(五十音順 敬称略)

	氏名	所属	分野
1	イタ 生田 ジュンヤ 純也	横浜市社会福祉協議会 高齢福祉部会 地域ケアプラザ分科会 会長 横浜市踊場地域ケアプラザ 所長	地域ケアプラザ
2	ウチダ 内田 ヒサ 元久	横浜市身体障害者団体連合会 副理事長	障害分野関係者
3	ウツミ 内海 ヒロシ 宏	株式会社 地域計画研究所 所長	地域まちづくり関係者
4	ウノ 宇野 マサキ 雅紀	市民公募委員	市民委員
5	サエキ 佐伯 ミカ 美華	幸ヶ谷小学校 学校・地域コーディネーター (地域学校協働活動推進員)	学校・地域連携関係者
6	サウ 佐藤 ウシオ 潮	横浜市町内会連合会 幹事	自治会町内会関係
7	シロダ 塩田 ヨシヒデ 良英	港南区シルバークラブ連合会 会長	高齢分野関係者
8	ナカタ 名和田 シンヒコ 是彦	法政大学法学部 教授	学識経験者 (コミュニティ)
9	フクモト 福本 マサミ 雅美	戸塚区地域子育て支援拠点とっこの芽 施設長	子育て分野関係者
10	ヤマノウエ 山野上 ケイコ 啓子	特定非営利活動法人 市民セクターよこはま 監事	NPO・市民活動団体等 中間支援組織

## オブザーバー

1	柿沼 千尋	健康福祉局 地域福祉保健部 地域支援課長
2	鴨野 寿美夫	健康福祉局 高齢健康福祉部 地域包括ケア推進課長
3	小河内 協子	市民局 地域支援部 地域活動推進課長

## 第 5 期 横浜市地域福祉保健計画策定にかかる分科会について

第 5 期横浜市地域福祉保健計画（以下、第 5 期市計画）策定にあたり、特に重点的に取り組むべきテーマについて検討を行うため、分科会を 2 つ設置します。

第 4 期横浜市地域福祉保健計画中間評価の結果を踏まえて分科会の詳細について以下のように定めました。

テーマ名	分科会 1 「多様な世代や人々がつながり地域活動に参画し活躍できる地域づくり」		
主旨	多様な世代や人々がつながるきっかけづくり、誰もが自分らしく社会参加できる地域づくりのための方策を考えるとともに、効果的に推進するための地域、関係機関、支援機関（市、区）の役割について検討します。		
課題意識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域では、地区連合町内会や地区社協、民児協、ボランティア、NPO 法人等が連携・協働しながら様々な取組が行われていますが、地域によっては担い手の確保が大きな課題となっています。</li> <li>・当事者、子育て世代など多様な世代や様々な状況にある人が地域でつながることで、市民参加の裾野を広げていく必要があります。また、第 4 期では社会福祉法人等の施設や企業、NPO 法人、学校等多様な主体と地域が連携した取組が広がりましたが、こうした取組を継続なものにしていく必要もあります。</li> <li>・SNS による情報発信やオンライン講座など新たな取組も行われており、社会環境の変化や多様な価値観に合わせた参加について検討が必要です。</li> </ul>		
各回の内容及び 日程（予定）	7月25日（月） 15時～17時 横浜市庁舎 18 階 みなと 4・5 会議室	・分科会の趣旨、議論ポイントの共有 ・目指す地域の姿やその必要性の共有と現状・これまでの成果・課題等について意見交換	
	9月21日（水） 15時～17時 横浜市庁舎 18 階 みなと 4・5 会議室	・多様な世代や人々がつながり、参画し、活躍できる地域づくりに向けて、必要な方策等について検討	
分科会で目指す 成果	一人ひとりの状況に合わせた多様な市民参加のあり方、身近な生活圏域でのつながりづくりに向けた考え方を整理し、地域・関係機関・行政等の役割、働きかけについて計画に反映し、推進の中で取組を進めていきます。		
委員 構成	策定推進委員会 委員	生田 純也（地域ケアプラザ）	内田 元久（障害分野関係者）
		内海 宏（地域まちづくり関係者）	宇野 雅紀（市民委員）
		佐伯 美華（学校・地域連携関係者）	佐藤 潮（自治会町内会関係）
		塩田 良英（高齢分野関係者）	名和田 是彦（学識経験者）
		福本 雅美（子育て支援関係者）	山野上 啓子（NPO・市民活動団体等）
	オブザーバー	地域支援課長	地域包括ケア推進課長
		市民局地域活動推進課長	

テーマ名		分科会 2 「分野に捉われず支援が必要な人に早期に支援が届く仕組みづくり」	
主旨		<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な世代や人々がつながるきっかけづくり、誰もが自分らしく社会参加できる地域づくりのための方策を考えるとともに、効果的に推進するための地域、関係機関、支援機関（市、区）の役割について検討します</li> <li>・従来の取組では気づくことが困難な「支援を必要とする人」に気づき、支える仕組みを検討します。</li> </ul>	
課題意識		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域主体の見守り・早期発見のしくみづくりは進められてきていますが、分野に捉われない様々な主体による地域での見守り体制づくりをさらに進めていく必要があります。</li> <li>・地域と支援機関が連携し、生活困窮や制度の狭間により支援が必要な人が、早期に適切な支援につながるしくみづくりを充実させていく必要があります。</li> </ul>	
各回の内容 及び 日程（予定）		7月21日（木） 14時～16時 横浜市庁舎 18階 みなと4・5会議室	分科会の主旨、議論ポイントの共有 「地域で支援が必要な人」「気づきの視点」について意見交換
		9月29日（木） 14時～16時 横浜市庁舎18階 みなと4・5会議室	支援が必要なひとが早期に支援につながり、支える仕組みについて検討
分科会で目指す 成果		分野に捉われないより身近な地域での見守りから、気づきを必要な支援につなぎ、支える仕組みを検討し、市域の取組、区域・地域の取組を整理して計画に反映し、推進の中で取組を進めていきます。	
委員 構成	策定推進委員会 委員	赤羽 重樹（医師会）	有本 梓（学識経験者・保健）
		池田 宏史（社会福祉協議会）	小林 政晴（民生委員児童委員協議会）
		鶴見 伸子（障害分野関係者）	西尾 敦史（学識経験者・福祉）
		星 勉（成年後見関係者）	本宿 剛志（障害分野関係者）
		増子 眞智子（保健活動推進員会）	山田 秀人（市民委員）
		川村 幸久（薬剤師会）	坂本 揺子（歯科医師会）
	臨時委員	生田 純也（地域ケアプラザ）	
オブザーバー	都筑区福祉保健課長	南区生活支援課長	

## ■ 第5期計画の全体構成(案)

章立て	
冒頭	市民の皆さまに伝えたいこと
第1章 計画策定の趣旨	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域福祉保健計画について</li> <li>2 計画期間</li> <li>3 計画の構成</li> </ol>
第2章 横浜市の地域保健福祉計画を取り巻く状況	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 統計データからみる横浜市の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少と高齢化、一人世帯の増加、地域のつながりの希薄化、コロナ禍の地域活動への影響など</li> </ul> </li> <li>2 横浜市のこれまでの取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケアプラザの整備・地区別支援チーム・より地域に身近な地区連合町内会・地区社協の活躍の推進など</li> </ul> </li> <li>3 国の動向</li> <li>4 第4期計画の振り返りと第5期計画に向けた課題</li> </ol>
第3章 計画の基本理念とコンセプト	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本理念</li> <li>2 目指す姿 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)認めあい 「お互いに認めあい、安心して自分らしく暮らせる地域」</li> <li>(2)つながり 「気かけあい、支えあい、健やかに暮らせる地域」</li> <li>(3)ともに 「助けが必要な人も、手を差し伸べる人も、ひとりで抱え込まなくていい地域」</li> </ul> </li> <li>3 計画推進の視点 <ul style="list-style-type: none"> <li>(イメージ)</li> <li>・一人ひとりが育んできた、暮らしの中のつながりを大切にする</li> <li>・既存の枠組みによる障壁があっても課題解決に向けて取り組み続ける</li> <li>・市民、関係機関など、様々な主体の連携・協働によりすすめる</li> </ul> </li> </ol>
第4章 推進のための取組	<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; text-align: center; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>分科会・第2回検討会で検討</p> </div>
第5章 計画の推進にあたって	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画の推進体制</li> <li>2 進行管理・評価方法</li> </ol>
資料編	・統計データ、検討経過、パブコメの実施結果、用語解説、委員名簿など

分科会1「多様な世代や人々がつながり地域活動に参画し活躍できる地域づくり」に向けた現状と課題

	第4期市計画策定時の現状・課題 第4期市計画の内容	中間評価	社会情勢等
現状課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化、世帯小規模化により担い手減少</li> <li>・地域福祉保健活動のすそ野を広げる取組が必要</li> <li>・多様な世代や様々な状況にある人につながり、地域活動の大切さを自然に意識できる働きかけが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催方法の工夫、市民参加の裾野をさらに広げる必要がある</li> <li>・コロナ禍で試行されたSNS活用等の工夫が今後も必要</li> <li>・一人ひとりの価値観に合わせて選択肢が具体的に示され、地域の活動につながるきっかけづくりが必要</li> <li>・地域組織を中心とした活動は自治会加入率の低下もあり参加者が減少</li> <li>・シルバークラブも参加者は減少</li> </ul>	
内容	<p><b>[柱3-1 幅広い市民参加の促進]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世代が地域と繋がるため、保育所等が地域と連携した取組の推進</li> <li>・地域住民がつながれる機会や誰もが集える情報の集約</li> <li>・利用者が担い手として関わるようになった事例の発信</li> <li>・ボランティア活動を通じた社会参加プログラムの検討と支援メニューの提案 など</li> </ul>		
現状課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人の地域貢献の期待の高まり</li> <li>・法人・施設・事業の特徴を生かしニーズに合わせた取組を進めることが必要</li> <li>・第1期から施設企業等との連携・協働が推進されており、交流、イベント等は多くで取り組まれている</li> <li>・連携による見守りネットワークの構築や食支援が取り組まれるようになっている</li> <li>・連携協働の広がりを見せる一方で継続性・一貫性が課題となっている地域もある</li> <li>・今後もそれぞれの役割や特徴を生かしながら、連携協働した取組を一層進めることが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域と社会福祉法人の連携がイベントから生活支援につながる取組に広がっている</li> <li>・コロナ禍に会場貸出やイベント開催が難しい状況が生じている</li> <li>・社会福祉法人の貢献活動を更に進めるためにきめ細やかな支援が必要。</li> <li>・ニーズの的確な把握、関係づくりなど支援機関によるコーディネートが必要</li> <li>・地域も企業も相互に有効性を感じられる取組にすることが必要</li> <li>・地域と学校の関係性が継続する支援が必要</li> <li>・企業との連携が課題解決方法の一つとなるよう、事例共有等の対応が必要</li> </ul>	<p>「現在、参加している地域活動」について、「特にない」が約6割 (令和元年度 市民意識調査)</p> <p>「何らかの形で、積極的に社会に役立つことをしたい」と考える人が57.4% (令和3年度 市民意識調査)</p> <p>支え手」「受け手」という関係を超えて、 地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる (厚生労働省 地域共生社会とは)</p> <p>市内認証NPO法人の推移は、平成18年から令和3年で1.8倍 (横浜市新たな中期計画の基本的方向)</p> <p>「男性を引っ張り出すことに苦勞」 「サロンや集いに来ない人をどうするかが課題」 (第4期市計画分科会意見)</p>
内容	<p><b>[柱3-2 多様な主体の連携・協働による地域づくり]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域と連携協働するメリット周知</li> <li>・地域ニーズを把握するデータの提供、取組事例紹介等を通じた支援</li> <li>・社会福祉法人が取り組む地域貢献活動の発表会や事例集の作成</li> <li>・区社協と連携した地域とのコーディネート</li> <li>・事例の集約と発信 など</li> </ul>		
現状課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手の負担増・財源・取組内容の停滞により継続が難しくなっている活動も少なくない</li> <li>・先駆的事例は、ニーズに基づき、それぞれの特徴が生かされていることが重要な要素となっている</li> <li>・必要としている団体等に、こうした先駆的事例や財源確保のノウハウ等の支援策の提供が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動立ち上げや継続の支援は引き続き必要</li> <li>・様々な参加団体につながる機会や場を増やすことが必要</li> <li>・課題を共有する仕組みづくりやICT環境の活用に向けた支援が必要</li> <li>・資金確保の仕組みづくりも課題</li> </ul>	
内容	<p><b>[柱3-3 幅広い市民参加、多様な主体の連携・協働を促進するための環境づくり]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体に必要な資金確保の手法、ノウハウ、支援策の提供</li> <li>・他団体や企業との連携協働による課題解決策の提案</li> <li>・地域づくりを協働する事例集約やノウハウの集約 など</li> </ul>		

## 第1回検討シート

資料4-2

### 分科会1 多様な世代や人々がつながり地域活動に参画し活躍できる地域づくり

テーマ	地域の課題解決に向けた地域組織・学校・施設・企業・団体・NPO等の連携、協働の推進について (主に団体の連携・協働を意識した意見交換)
-----	--

検討の視点 1	地域の課題を解決するための連携・協働について ※ご自身の経験を踏まえてお話しください
(1)	日頃の活動の中で、他の団体や組織等とつながり、取り組みたいと感じた場面・事柄はありますか？
(2)	(1)のつながりを作っていく上で、難しく感じたことや苦勞したことはどのようなことですか？

検討の視点 2	つながりを作っていくために、必要な取組やアイデアについてご意見をお聞かせください。 (支援機関に期待することも含め、ご意見をお聞かせください)

### 第2回分科会(令和4年9月21日)

(1)論点	多様な世代や様々な状況にある人がつながり、地域活動に参画し、活躍できる地域づくりについて (主に個人の参加・参画・すそ野の広がりに関する意見交換)
(2)検討の視点	分科会第1回も踏まえ改めてお示します

# 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会運営要綱

制 定 平成 24 年 4 月 1 日 健福第 1765 号（局長決裁）

## （趣旨）

第 1 条 この要綱は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき、横浜市の地域福祉保健推進に関する事項を総合的に定める横浜市地域福祉保健計画（以下「計画」という。）を策定すること及び策定後の計画の推進状況を評価することを目的とした横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、定めるものとする。

## （担当事務）

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- （1） 計画の策定に関すること。
- （2） 計画の推進に関すること。
- （3） 計画の評価に関すること。
- （4） その他計画の策定・推進・評価に必要な事項に関すること。

## （組織）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- （1） 市民
- （2） 福祉保健活動を行う者
- （3） 社会福祉事業を経営する者
- （4） 学識経験者
- （5） その他市長が必要と認める者

2 前項に掲げる委員の他、必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

3 第 1 項(1)の市民委員については、別に定めるところにより公募する。

## （任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （報酬）

第 5 条 委員は、別に定めるところにより報酬を受けるものとする。

## （委員長）

第 6 条 委員会に委員長 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長がこれを召集する。

2 委員会の議長は、委員長が務める。

3 委員会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項においても同じ。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

(分科会)

第8条 第2条に掲げる担当事務の事前の調査及び検討を行うため、分科会を置くことができる。

2 分科会は、委員長が指名する委員若干人及び臨時委員をもって組織する。

3 分科会に分科会長一人を置き、分科会の委員及び臨時委員をもって組織する。

4 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

5 第7条の規定は、分科会の会議について準用する。この場合において、同条中の「委員長」とあるのは「分科会長」と、「委員」とあるのは「分科会の委員」と、「臨時委員」とあるのは「分科会の臨時委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 委員長又は分科会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第10条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議（分科会の会議を含む。）については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部または全部を非公開とすることができる。

(庶務)

第11条 委員会及び分科会の庶務は、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課が処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第7条第1項の規定に関わらず、この要綱施行後、最初の委員会の招集は市長が行う。

3 この要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定に関わらず、平成26年3月31日までとする。

(第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会設置要綱の廃止)

4 第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会設置要綱（平成20年2月4日制定）は、廃止する。

(第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会分科会運営要領の廃止)

5 第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会分科会運営要領（平成20年2月4日制定）は、廃止する。



# 個別支援 と 地域支援 の 融合 II

～「身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業」の取組から～

社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会

平成30年3月

# 高齢者施設と障害当事者が入浴について一緒に考える

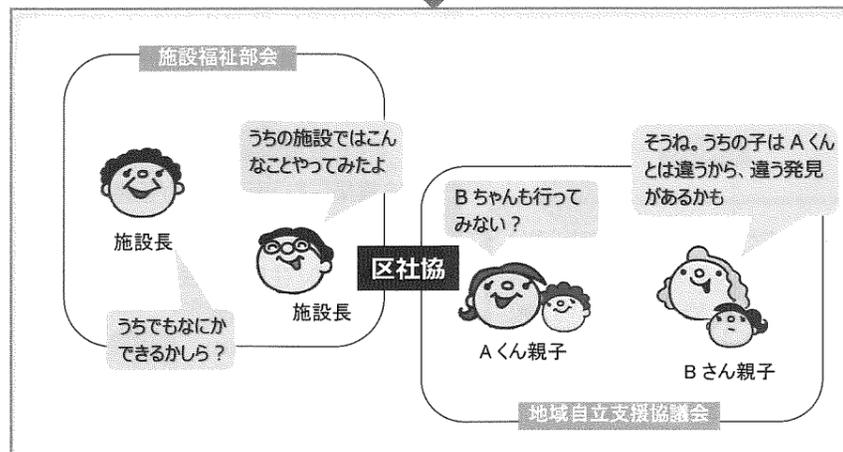
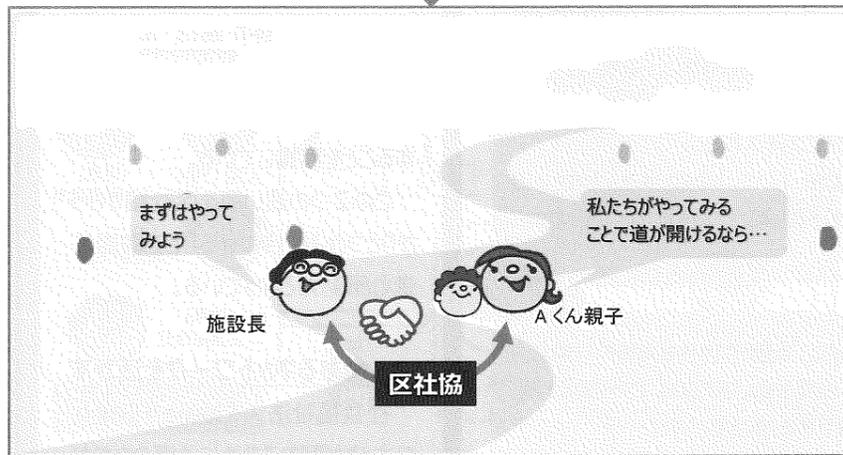
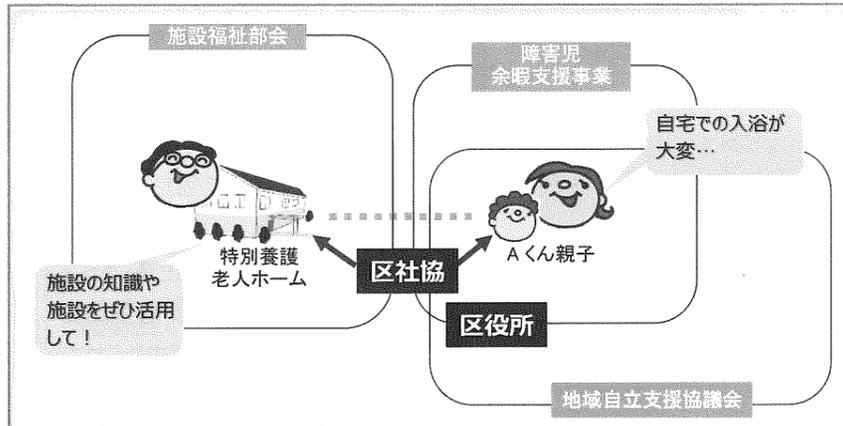
MIJIKI na Chiiki no Tsunagari Sasaeai

～特別養護老人ホームが設備を提供～

障害当事者がモニタリング～

重度の障害があるAくん。小さい時は両親が自宅のお風呂に入れることができていたが、体が大きくなるにつれ段々と大変になってきた。危険だけでなく、言葉で表現できないAくんにとって、介助の方法が心地よいのだろうか、どう感じているのだろうか、と両親は不安に感じていた。

そんなとき、地元の特別養護老人ホームから…



## きっかけ

区の地域自立支援協議会(※)の重度心身障害児の家族へのアンケートを行ったところ、「お風呂が大変」という課題が挙がっていた。そこで区社協は、夏休み障害児余暇支援事業に参加していた小学生のAくんのお母さんに聞いてみたところ、やはり家庭のお風呂では危険もありリラックスできないとのこと。

区社協の施設福祉部会(※)では、ちょうど法律の改正により、社会福祉法人が行う地域貢献について検討を始めていたところだった。そこに参加している特別養護老人ホームの施設長にこのことを伝えたと「お手伝いしたい」との提案があった。

## 動きと展開

そこで、施設長とAくん親子とで顔合わせすることになった。施設長は「夕方になるとお風呂は空いているので、Aくんに使って喜んでもらえるならとても嬉しい」とのこと。Aくんの母親は不安もあったが、施設長から「はじめてのことだから課題が出てくるのは当然。まずは始めよう」という後押しもあり、まずは試してお風呂を使ってみることになった。

近所とはいえ、Aくん親子がこの特別養護老人ホームを訪れたのは初めてのことで。母親は「おじいちゃんおばあちゃんに声をかけてもらって嬉しかった」「家のお風呂よりの安心できて、のびのびとリラックスできた」と話した。

実際に特別養護老人ホームのお風呂を使ってみると、「一人で操作するのは難しいかも」「もっと大きい子や医療ケアの必要な子だったらどうだろう」といった課題も見えてきた。そこで、状況の違う他の障害児にも声をかけ、実際に使ってみることで、モニタリングを重ねている。

一方で、区社協の施設福祉部会でAくんの取組を報告したところ、「うちでも何かできないか」という施設も出てきている。

※「地域自立支援協議会」とは…

障害のある人がその人らしく安心して暮らせる地域をつくるために、当事者や関係機関が、地域の情報や課題を共有し連携して取り組むための協議を行うもの。

※「施設福祉部会」とは…

区社協の分科会の一つ。社会福祉施設が参加。



寝たまま安心して入れる機械式のお風呂  
浴室も暖かくて快適

## 当事者・施設・区社協の想い

<Aさん(Aくんの母親)>

始めは不安もあったが、Aくんの一歩が他の人の道も拓くかもしれないことや、新しい道の先頭を歩く人たちは色々な課題にぶつかることをよく理解し、この取組に挑戦してくれるようになった。「Aくんとは違う障害の場合、このお風呂は入れるだろうか?」と、他の人たちのことを考え参加している。

<特別養護老人ホーム 施設長>

今回の件をとおり、初めてそういう状況のこどもがいること、制度だけでは十分でないこと、施設の設備や職員の知識が役立つかもしれないことを知った。できることとできないことをきちんと理解し合うことも大切だと考え、率直に現状も伝えることにした。例えば、入所している高齢者のケアがあるため、職員がつきっきりになることはできないこと、しかし常時職員がいる施設のため、緊急時の対応はできることなど。すべてが初めての取組のため必ず課題は出てくるだろうけれど、探りながら進めていきたいと考えた。

<区社協>

障害児者、地域、福祉施設などの情報を職員が日頃から共有し、施設の連絡会で施設長に思い切って相談したことから、今回のコーディネートに結びついた。意識したのは、Aくん親子のリアルな状況を伝えること。実際、施設長や職員はAくん親子と顔を合わせ「Aくんのために」が一步を踏み出す原動力になった。また、Aくん親子はお客ではなく、当事者側の気持ちを発信する立場と一緒に考えてほしいと思っている。Aくんが嬉しがっていることや厳しい意見も共有することで、まず何ができるかを一緒に話し合っていきたい。そして、自立支援協議会を構成する区役所や基幹相談支援センター、CPなどからも助言や協力を得ながら少しずつ形が作られてきている。

## その後の展開

Aくんの母親は、「今まで介助やミキサー食の作り方などをきちんと教わったことがない。介護が必要なお年寄りや接しているプロの職員の方から教えてほしい」との話もあった。老人ホームには栄養士や介護士もいるので、入浴の支援以外にもできることがあるのではないか、ということも考え始めることになった。

区社協の施設福祉部会で行う情報交換では、異なる分野の施設の状況や特徴が新鮮で、新たなアイデアにつながっている。今回のAくんのような取組も刺激となっている。

区社協は、同じく会員である障害児者団体が自らニーズを発信し、意見交換することも考えていくことにしている。

## POINT

### 法律などのハードルに向き合う

これからの日本は、医療や福祉の施設や人手不足が予想され、国は分野ごとの縦割りの見直しを構想している。また、社会福祉施設がその施設や知識などを活かし地域に貢献することも求められている。

しかし、現実には様々な壁がある。例えば、特別養護老人ホームのお風呂は、法律上ではホームの利用者以外に継続的に使ってもらうことはできないため、Aくんの利用はあくまでお試しの範囲。

また、公的なサービスは特定の人だけに提供することが難しい場合も多い。色々制約はあるが、区社協には一人の取組から支えあいの仕組みを作っていく役割がある。

### 関わった人たちの声

お風呂は、本来は体を洗うだけでなくリラックスするためのとても大切な時間。障害のある方たちの入浴の



大変さを知り、制約はあるものの、施設が役に立てることにぜひ取り組んでいきたいです。(特別養護老人ホーム芙蓉苑 小林施設長)



本人が安心してリラックスして入浴ができ、湯冷めもせずホカホカのまま帰ってこれました。介助も楽でした。お年寄りたちも違和感なく迎えてくれ、「芙蓉苑に行くよ」というとAくんはここにこするようになっていきます。(Aくんのお母さん)

令和3年度版

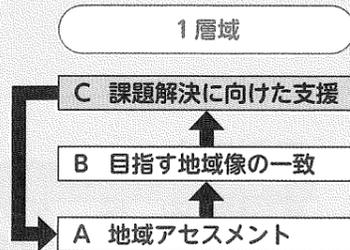
第1層生活支援  
コーディネーター  
活動事例集

社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会  
横浜市健康福祉局

# タクシー×専門機関×行政による 高齢者の見守り体制づくり

～途切れることのないゆるやかな見守り～

移動手段から高齢者の生活を支えるために、タクシー会社と連携し見守りと相乗りタクシーの2つに取り組みました。ドライバーやオペレーターの日頃の気づきがゆるやかな見守りとなり、専門機関との連携で見守り体制の充実を図りました。



栄区社協  
若尾 ちづる

## 取組のきっかけ

生活圏が重なる JR 根岸線沿線の3区(中区、磯子区、栄区)では、ひとつの区では解決しづらい広域的な課題に連携して取り組むために、令和元年度から、各区が共通して抱える課題のうち「移動手段の確保」をテーマに検討を行ってきました。

3区合同で取り組むにあたり、住民主体の地域活動だけでは解決が難しいと考え、企業と連携した重層的な仕組みづくりを目指すことにしました。

※詳細はR2年度事例集掲載

日頃から、高齢者と接している民生委員やサロン団体より、体力が落ちバス停まで歩くことが難しくなった方や、サロンに歩いて行く自信がない方が多くいるため、「移動手段があれば活動に誘いやすく、参加できる方も増える」といった声が多く聞かれていました。

そこで、高齢者が安心して外出できる手段の1つとして、玄関の前まで来てくれるタクシーの活用を検討することになり、令和2年1月、タクシー会社を交えた3区合同協議体を開催しました。その後も定期的に協議体を実施し、効果的なタクシーの活用について検討を重ねてきました。

同時に、栄区にあるタクシー会社の現状を把握するため、2層Coと共に区内にある2社にヒアリングを実施してみると、

- ・常連の方の利用が多い
- ・病院の送迎が多い
- ・10時頃から3時頃の利用は少ない
- ・暮らしの様子をよく知っている
- ・ドライバーのほとんどは区民の方である

といった栄区の特徴が見えてきました。

サロンや買物に移動手段としてタクシーを活用することで、外出に不安を感じている方にも出かける機会を増やすことが可能となります。また、「地域タクシー」として日常的な利用が進むことで、利用者の顔が見え変化に気付くゆるやかな見守りにつながるとともに、福祉の専門職等と連携することにより強固な見守りの体制づくりが出来るのでは、と考えました。

## 1層Coの想い

ドライバー、オペレーターへのヒアリングを行う中で「日頃の業務の中で気になる方がいるが、どこに連絡したらいいかわからなかった」との声を聞き、その「気づき」をつなげる先を明確にする必要があると感じました。

また、その後も見守っていただくために、情報が一方通行にならないよう、可能な範囲でつなげた結果をドライバーに返すことが取組の継続に必要なと考えました。

ドライバー用見守りリーフレット

オペレーター用見守りリーフレット

## 取組の内容

栄区のタクシーの特徴を活かし「乗り合いタクシーでGO!」と「タクシーの見守り事業」の2つに取り組むことにしました。

「乗り合いタクシーでGO!」は、サロンや買物など同じ目的地へ行くために、ご近所や仲間同士でタクシーに乗り合う仕組みです。

「タクシーの見守り事業」は、タクシー会社が日頃の業務の中で、タクシーを利用している地域の高齢者を見守り、異変に気づいた際にCPなどの専門機関へ連絡する仕組みです。

「乗り合いタクシーでGO!」でタクシーを活用することで、顔の見える関係ができ、見守り体制が充実します。2つの仕組みを同時に活用することで持続可能な仕組みになると考えました。

「タクシーの見守り事業」を進めるため、まず2層Coと一緒にドライバーとオペレーターにヒアリングを実施し、それぞれに見守りのポイントをわかりやすく伝えるためのリーフレットを作成しました。

タクシー会社で行われている研修会の場を活用し、令和3年7月にドライバーとオペレーター向けに、リーフレットを使った見守りの研修会を実施しました。さらに12月には見守り事業の情報交換会を行いました。見守りの研修会は生活支援Coとの顔の見える関係づくりのため、その後も定期的の実施しています。

また、区内すべてのCPに訪問し、見守り事業の説明と協力依頼を行うとともに、この事業の目的や目指す姿について議論を重ねることで、区内全体で取り組む体制を整えられるよう働きかけました。その結果、見守り事業をタクシー会社・区役所・区社協の連携・協力のもと進めるため、三者による「高齢者の見守りに関する協定書」を交わすことにもつながりました。

## Comment

歩行が不安でタクシーの乗り降りが大変な方や、買物や食事の外出に頻繁に利用する常連の方、通院に利用していた常連の方でしばらく連絡がないなど、気になる方がいる。そんな時に相談できる専門機関があるのはとても心強い。地域密着のタクシーとして貢献していきたい。(オペレーターより)

毎日のようにタクシーを利用していたが最近利用がない高齢者の方が、包括とつながっていると分かり安心できた。(タクシードライバーより)

1日に何度もタクシーを利用して病院へいく高齢者の方が心配だと包括へ連絡が入り、早期の支援につながった。(包括より)

## 1層Coの想い

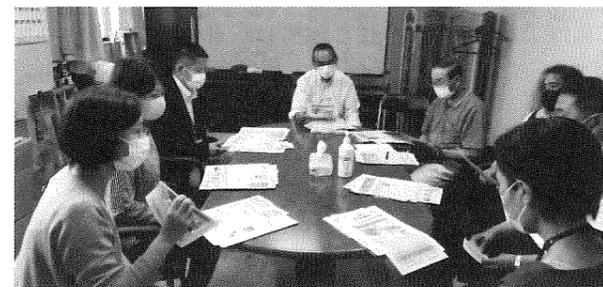
この事業は、タクシー会社と専門機関が連携し、地域の見守り体制の一つとするための取組です。そのため、区内すべてのCPが同じ目標に向かって取り組むことが大事だと思いました。

ヒアリングや研修会、CPへの訪問、定例包括カンファレンスなどで情報共有や議論を重ね、取組の目的や目指す姿を明確にすることで、区内のCP全体で取り組むことができたと思います。

## 今後に向けて

今後、日常の移動手段としてサロンや買物などにタクシーを活用することで、高齢者の外出機会を増やすことが可能となります。また、地域の方とドライバーが顔の見える関係となることでゆるやかな見守りにつながるに加え、専門機関等との連携と併せた仕組みとすることで強固な見守り体制の構築が期待できます。

この仕組みを高齢者の生活を支える地域資源として根付かせるため、タクシーの活用を地区社協事業やサロン、ボランティア団体などに展開して行けたらと考えています。さらに、タクシー会社と専門機関との定期的な研修、情報共有などの連携を継続しながら、地域全体での見守りの基盤づくりを進めていきたいと思っています。



オペレーター向け研修会の様子



ドライバー向け研修会の様子